

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名

- ①大成建設株式会社(東京都新宿区西新宿1-25-1)[1000007583]
- ②成豊建設株式会社(東京都渋谷区渋谷1-6-4せいこうビル)[1000007176]

2. 資格登録停止措置の期間

- ①令和6年9月30日 ~ 令和6年10月29日(1か月)
- ②令和6年9月30日 ~ 令和6年10月13日(2週間)

3. 資格登録停止措置の地域

地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域

4. 事実概要

当該資格登録者は、令和6年4月25日「東海北陸自動車道(4車線化)城端トンネル工事」(金沢支社発注)において、トンネル坑内での発破掘削に伴う作業中、避難坑直上の切羽から岩盤及び吹付けコンクリートの肌落ちが発生した際に作業員が被災し負傷する事故を生じさせた。

5. 資格停止措置理由

資格登録者である上記の事業者が、不適切な安全管理の措置により、工事関係者事故が発生させたことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表11第7号(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表11>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事・調査等関係者事故) 7 会社の発注に係る工事・調査等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事・調査等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	発生地域について 当該認定をした日から2週間以上4月以内

○問合せ先

中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)